

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020年8月17日

【ユーロ建て】マイクロローン事業者ファンド 11号

分配時報告

投資家のみなさまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本ファンドは当初予定していた満期償還期日を迎えましたが、2020年5月28日に、別途「契約期間延長のお知らせ」にて配信させていただきましたとおり、運用期間を2020年11月末日まで延長いたしました。そのうえで、このたび分配を実施いたしますので、分配時報告を以下のとおりご報告申し上げます。

本ファンドの概況

本営業者が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者グループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ、以下当社エストニア法人）に貸付けたのち、以下の案件1、案件2に投資を実行しました。

（案件1）本件債務者B社（ロシア、カザフスタン等で個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社、IDF Holding Limited）に貸付けを行いました。

（案件2）Mintos という P2P レンディングプラットフォームを介して、ジョージア（旧グルジア共和国）の会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローンの購入を行いました。

B社の状況および本営業者の対応

本営業者はB社より、B社グループが手元流動性を確保するために、2020年4月期分配の原資となるローン元本の返済期限を繰り延べたい旨の申し出を、2020年4月22日に受領しました。かかる申し出の背景には、B社グループが貸付事業を行うロシアおよびカザフスタンにおいて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえて民間の融資の返済を猶予する政府令（モラトリアム）が出されたことがあります。

B社によれば、ロシアではおしなべてモラトリアムの影響が比較的軽微にとどまる一方で、カザフスタンでは対象者がロシアと比べて広範に及ぶことから、B社が受ける影響も大きいとのこと。そのため、B社の資金管理の観点から、2020年7月期分配の原資となるローンについても前述と同様の申し出を受領しました。カザフスタンのモラトリアムは2020年6月15日に終了し、B社の手元流動性にも改善の兆しが見られるものの、B社は依然として状況を見極めたい意向です。

上記の申し出を受けて本営業者は、上記2か国の政府令等の事実関係も確認したうえで、B社が当社エストニア法人にローン返済のスケジュールを以下のように変更しました。

- 元本の返済については、3分の1ずつ均等に2020年9月、2020年10月、2020年11月に返済
- 利息については、2020年5月以降2020年11月まで毎月返済

2020年6月期の当社エストニア法人からの返済について

2020年6月期におきましてご報告させていただきましたように、当社エストニア法人とB社間のローン契約における利息部分の支払いがあり、それを責任財産とした当社エストニア法人から本営業者に対するローンの返済がなされました。その際に、ユーロから円転するためにかかる為替手数料EUR0.42を本来当社エストニア法人が負担すべきところ、そのようになっておりませんでした。これを事後的に調整するため、2020年7月期の為替手数料とあわせて同年6月期分のEUR0.42を当社エストニア法人が負担いたしました。

また、分配金レポート上では、2020年7月にお送りした同年6月期の分配金レポートにおいて同年6月期の「子会社負担為替手数料 (EUR)」をEUR0.42と表示していたところ、同年7月期の分配金レポートではこれをEUR0.00へと修正し、同年7月期の「子会社負担為替手数料 (EUR)」にEUR0.42を加えております。

なお、これらの修正が影響する範囲は本営業者が当社エストニア法人へ貸付けたローンの利息残高にとどまり、分配金への影響はございません。

2020年7月期の分配について

2020年7月期におきましては、当社エストニア法人とB社間のローン契約における利息部分（利息計算期間：2020年6月1日から2020年6月30日まで）の返済を原資として、145,736円の分配とさせていただきます。

本ファンドにおいて報告すべき事象が起きた際等には、速やかに投資家の皆様にご報告できますよう努めてまいります。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号